1　処分をした年月日　平成26年７月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　神東塗料株式会社　玉村　隆平　兵庫県尼崎市南塚口町６―10―73　国土交通大臣許可（般―21）第1757号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社藤山　藤山　雄一朗　大阪府東大阪市長田中３―１―17　国土交通大臣許可（般―24）第22293号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年７月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平和建設株式会社　岡橋　成泰　滋賀県東近江市妙法寺880―７　国土交通大臣許可（特―22）第23596号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年７月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日軽パネルシステム株式会社　昼間　弘康　大阪府大阪市中央区道修町４―６―５　国土交通大臣許可（般特―24）第19598号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業、ガラス工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、板金工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年８月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　武東工業株式会社　武東　義憲　大阪府枚方市船橋本町１―751―１　国土交通大臣許可（特―21）第11573号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年８月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤンマーグリーンシステム株式会社　森山　弘寿　大阪府大阪市北区鶴野町１―９　国土交通大臣許可（特―24）第22547号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年８月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　国土建設株式会社　井上　敬雄　大阪府大阪市都島区東野田町２―９―７　国土交通大臣許可（特―23）第6301号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社いけうち　松井　精朗　大阪府大阪市西区阿波座１―15―15　第一協業ビル　国土交通大臣許可（般―22）第23904号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月１日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年８月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社京阪エンジニアリングサービス　中野　道夫　大阪府枚方市西禁野１―３―35　国土交通大臣許可（般特―25）第17809号